

まいばら市 農業委員会だより

令和5年(2023年) 9月

第24号

発行編集 米原市農業委員会
(米原市米原1016番地)
TEL 0749-53-5136
FAX 0749-53-5139

米原市農業委員19人・農地利用最適化推進委員22人決まる 【農業委員会会長に大谷章氏・副会長に高田由利氏】

農業委員および農地利用最適化推進委員の任期満了に伴い、7月20日に市長から19人の新たな農業委員が任命され、市農業委員会会長から22人の農地利用最適化推進委員が委嘱されました。

任期は令和5年7月20日から令和8年7月19日までの3年間です。今後は、新たな農業委員と農地利用最適化推進委員が農地法の法令事務や農地の有効活用への取り組みについて連携して農業委員会活動を行います。

新農業委員の紹介 伊吹・山東・近江・米原の地区割

就任のご挨拶

このたびの任期満了による農業委員会の改選で、令和5年7月20日に開かれました臨時総会において、皆様の御推挙をいただき、私が農業委員会会長に就任いたしました。

農業委員と農地利用最適化推進委員が連携して、農地利用最適化に向けて3期目の委員活動となります。これまでの農地法に基づく権利移動の許認可業務に加え、担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進といった「農地利用最適化」の推進が位置づけられています。さらに2022年度の法改正により、地域計画と目標地図の作成により、守るべき農地を明確化することになっており、タブレットを活用して所有者、耕作者の意向把握を迅速に行う必要があるなど、農業委員・推進委員にはますます「農地利用の最適化」に向けた役割が求められています。

一方で農業をめぐる環境は年々悪くなるばかりで、課題が山積しており、その責務の重大さを痛感いたしております。しかしながら、農業・農業者の利益代表として誇りと責任のある行動に努め、地域産業の振興に鋭意努力して参る所存でございます。

農業委員各位をはじめ市民の皆様の格別の御指導・御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、就任の御挨拶といたします。

会長 大谷 章



長尾 宏真

〔地区割〕

長久寺・柏原(市場川以東)・須川・大野木
☎57-0199



会長

大谷 章

〔地区割〕

杉澤・村木・大清水・藤川・上平寺
☎58-1041



伊藤 信義

〔地区割〕

春照・高番
☎58-0200



高橋 兵助

〔地区割〕

大久保・小泉・太平寺・伊吹・上野・弥高
☎58-1580



林 清美

〔地区割〕

甲津原・曲谷・甲賀・吉槻・上板並・下板並
☎59-0068



堀居 良一

〔地区割〕

朝日・烏脇・坂口・村居田・夫馬
☎55-2532



村田 松男

〔地区割〕

市場・天満・本市場・池下
☎090-8865-5600



阿原 秀生

〔地区割〕

志賀谷・大鹿・山室・堂谷・本郷
☎55-1343



中川 薫

〔地区割〕

北方・菅江・長岡・万願寺・西山・加勢野
☎55-3085



小谷 毅

〔地区割〕

柏原(市場川以西)・清滝・梓河内
☎57-0640



山村 敏博

〔地区割〕

宇賀野・飯・世継・長沢
☎52-2135



須戸 清次

〔地区割〕

舟崎・高溝・顔戸
☎52-1799



小川 典久

〔地区割〕

寺倉・新庄・箕浦・西円寺・岩脇
☎52-1688



大林 豊和

〔地区割〕

多和田・能登瀬・日光寺
☎54-0911



杉山 博士

〔地区割〕

井之口・野一色・小田・間田
☎55-1086



山形 寛史

〔地区割〕

一色・醒井・枝折・下丹生・上丹生・樽ヶ畑
☎54-0498



副会長

高田 由利

〔地区割〕

河南・樋口・三吉・西坂・番場
☎54-2227



磯崎 清

〔地区割〕

朝妻筑摩・磯・入江(国道8号米原バイパス以西)
☎52-2730



西川 一郎

〔地区割〕

梅ヶ原・梅ヶ原米・米原・下多良・中多良・上多良・米原西・下多良一丁目・三丁目・中多良一丁目・二丁目・入江(国道8号米原バイパス以東)
☎52-2484

新農地利用最適化推進委員の紹介 伊吹・山東・近江・米原の担当区域



山本 喜嗣

〔担当区域〕
長久寺・柏原(市場川
以東)・須川・大野木



宮川 一男

〔担当区域〕
杉澤・村木・大清水
・藤川・上平寺



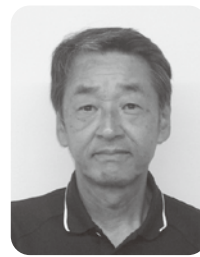
細田 哲司

〔担当区域〕
春照・高番



瀧澤 淳

〔担当区域〕
大久保・小泉・太平
寺・伊吹・上野・弥
高



吉田 徹

〔担当区域〕
甲津原・曲谷・甲
賀・吉槻・上板並・
下板並



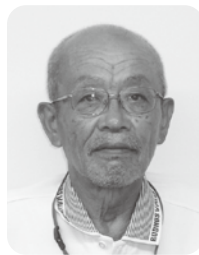
堀田 雅裕

〔担当区域〕
市場・天満・本市
場・池下



吉田 敏雄

〔担当区域〕
長岡・万願寺・西山



奥田 康登

〔担当区域〕
山室・大鹿・堂谷・
本郷



平居 幸一

〔担当区域〕
志賀谷・北方・菅
江・加勢野



田中 広巳

〔担当区域〕
柏原(市場川以西)・
清滝・梓河内



田邊 理恵

〔担当区域〕
舟崎・高溝・顔戸



林 節雄

〔担当区域〕
寺倉・新庄・箕浦・
西円寺・岩脇



木田 茂信

〔担当区域〕
多和田・能登瀬・日
光寺



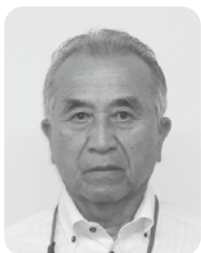
野一色 義嗣

〔担当区域〕
井之口・野一色・小
田・間田



藤田 正雄

〔担当区域〕
朝日・烏脇・坂口・
村居田・夫馬



川崎 芳昭

〔担当区域〕
朝妻筑摩・磯・入江
(国道8号米原バイパ
ス以西)



角田 義明

〔担当区域〕
米原・下多良・中多良・上多
良・米原西・下多良一丁目~三
丁目・中多良一丁目~二丁目



西村 俊男

〔担当区域〕
梅ヶ原・入江(国道8
号米原バイパス以
東)、梅ヶ原栄



世森 増信

〔担当区域〕
飯・世継



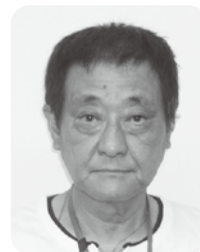
高橋 克治

〔担当区域〕
長沢・宇賀野



西川 誠一

〔担当区域〕
一色・醒井・枝折・
下丹生・上丹生・
樽ヶ畑



稗田 利晴

〔担当区域〕
河南・樋口・三吉・
西坂・番場

●●●●●●●●●●●●●●●●●● ●●●●●●●●●●●●●●●●●● 農地法第3条の審査要件

●全部効率利用要件(農地法第3条2項1号)

農地の権利を取得しようとする者またはその世帯員等(2条2項に規定する世帯員等)が、権利を有している農地及び許可申請に係る農地のすべてについて、効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるか。

具体的には、農業委員会等は、経営規模、作付作目等を踏まえ、

- ①機械の所有、リース等の状況
- ②労働力確保の見込み
- ③農作業等に従事する者の技術

等を総合的に勘案し、農地を効率的に利用できるかを判断することとしています。



●農作業常時従事要件(農地法第3条2項4号)

農地の権利を取得しようとする者(農地所有適格法人を除く)またはその世帯員等が、その取得後において行う耕作に必要な農作業に常時従事(原則年間150日以上)すると認められるか。

●地域との調和要件(農地法第3条2項6号)

取得後において行う耕作の事業の内容及び農地の位置・規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないか。

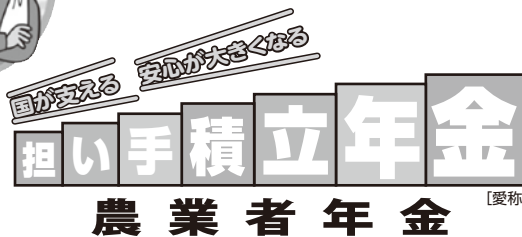
地域との調和要件の不適合な例

- ①地域計画の達成に支障が生ずるおそれがあると認められる権利取得
- ②既に集落営農や経営体へ農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得
- ③地域の農業者が一体となって水利調整を行っている地域で、この水利調整に参加しない営農が行われることにより、他の農業者の農業水利が阻害されるような権利取得
- ④無農薬や減農薬での付加価値の高い作物の栽培の取組が行われている地域で、農薬使用による栽培が行われることにより、地域でこれまで行われてきた無農薬栽培等が事実上困難になるような権利取得
- ⑤集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれのある権利取得
- ⑥地域の実勢の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺の地域における一般的な借賃の著しい引上げをもたらすおそれのある権利取得

下線部分は令和5年4月に新たに追加されました。
くわしくは農業委員会事務局までお問合せください。

加入要件

- ①国民年金第1号被保険者
- ②年間60日以上農業に従事
- ③20歳以上65歳未満の方



■少子高齢化時代に強い年金です！

自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が事後的に決まる積立方式(確定拠出型)の年金です。加入者・受給者の数に左右されにくく、少子高齢化時代でも安心できる安定した制度です。

■80歳までの保証が付いた終身年金です！

農業者老齢年金は、65歳～75歳未満の間でご自身が選択した時点から生涯受け取ることができます。仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額が死亡一時金として遺族に支給されます。

